

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第57号

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
	事務の区分	市町		事務の区分	市町
(略)			(略)		
28の3	浄化槽法（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(4) (略)	三島市 富士宮市 島田市 御殿場市 裾野市 湖西市 伊豆市 菊川市 伊豆の国市 牧之原市 東伊豆町 河津町 松崎町 西伊豆町 函南町 清水町 長泉町 小山町 吉田町 川根本町	28の3	浄化槽法（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(4) (略)	熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 島田市 御殿場市 裾野市 湖西市 伊豆市 菊川市 伊豆の国市 牧之原市 東伊豆町 河津町 松崎町 西伊豆町 函南町 清水町 長泉町 小山町 吉田町 川根本町
(略)			(略)		
103の21	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（一の市町の区域をその地区とする漁業協同組合（法第11条第1項第4号に掲げる事業を行うものを除く。）、漁業生産組合及び水産加工業協同組合（法第93条	静岡市 浜松市	103の21	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（一の市町の区域をその地区とする漁業協同組合（法第11条第1項第4号に掲げる事業を行うものを除く。）、漁業生産組合及び水産加工業協同組合（法第93条	静岡市 浜松市

第1項第2号に掲げる事業を行うものを除く。)に係るものに限る。)

(1)～(3) (略)

(4) 法第15条の12第1項
ただし書 (法第96条第1項において準用する場合を含む。)の認可

(5) 法第15条の12第2項
ただし書 (法第96条第1項において準用する場合を含む。)の認可

(6) 法第15条の18第2項
(法第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定による提出の受付

(7) 法第15条の18第3項
(法第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定による説明及び意見の要求

(8) 法第15条の19 (法第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定による命令

(9)～(25) (略)

(26) 法第65条第1項 (法第48条第3項、第68条第3項及び第96条第4項において準用する場合を含む。)の通知

(27) 法第65条第2項後段 (法第48条第3項、第65条第5項後段、第68条第3項及び第96条第

第1項第2号に掲げる事業を行うものを除く。)に係るものに限る。)

(1)～(3) (略)

(4) 法第15条の19第1項
ただし書 (法第96条第1項において準用する場合を含む。)の認可

(5) 法第15条の19第2項
ただし書 (法第96条第1項において準用する場合を含む。)の認可

(6) 法第15条の25第2項
(法第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定による提出の受付

(7) 法第15条の25第3項
(法第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定による説明及び意見の要求

(8) 法第15条の26 (法第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定による命令

(9)～(25) (略)

(26) 法第65条第1項 (法第48条第3項及び第96条第4項において準用する場合を含む。)の通知

(27) 法第65条第2項後段 (法第48条第3項、第65条第5項後段及び第96条第4項において準

4項において準用する
場合を含む。)の証明

(28)・(29) (略)

(30) 法第68条第5項 (法
第96条第5項において
準用する場合を含む。)
の規定による届出の受
付

(31)～(36) (略)

(37) 法第86条の9の規定
による届出の受付

(38) 法第117条第2項に規

用する場合を含む。)の
証明

(28)・(29) (略)

(30) 法第68条第4項 (法
第96条第5項において
準用する場合を含む。)
の規定による届出の受
付

(31) 法第68条第6項 (法
第96条第5項において
準用する場合を含む。)
の規定による届出の受
付

(32) 法第68条の2第1項
(法第86条第4項及び
第96条第5項において
準用する場合を含む。)
以下この項において同
じ。)の規定による公告
及び法第68条の2第1
項の届出の受付

(33) 法第68条の2第2項
(法第86条第4項及び
第96条第5項において
準用する場合を含む。)
の通知

(34) 法第68条の3第3項
(法第86条第4項及び
第96条第5項において
準用する場合を含む。)
の規定による届出の受
付

(35)～(40) (略)

(41) 法第86条の10の規定
による届出の受付

	<p>定する登記の嘱託</p> <p><u>(39)</u> <u>法第120条において準用する商業登記法第25条第3項の書面の交付</u></p> <p><u>(40)～(54)</u> (略)</p> <p><u>(55)</u> <u>法第126条の規定による契約の取消し</u></p> <p><u>(56)</u> <u>法第126条の2の規定による届出の受付</u></p> <p><u>(57)</u> (略)</p>			<p><u>(42)～(56)</u> (略)</p> <p><u>(57)</u> <u>法第126条の規定による届出の受付</u></p> <p><u>(58)</u> (略)</p>	
				<p><u>103</u> <u>の22</u></p> <p><u>組合等登記令（昭和39年政令第29号。以下この項において「政令」という。）の施行に関する次に掲げる事務（一の市町の区域をその地区とする漁業協同組合（水産業協同組合法第11条第1項第4号に掲げる事業を行うものを除く。）、漁業生産組合及び水産加工業協同組合（同法第93条第1項第2号に掲げる事業を行うものを除く。）に係るものに限る。）</u></p> <p><u>(1)</u> <u>政令第14条第4項の規定による登記の嘱託</u></p> <p><u>(2)</u> <u>政令第14条第5項の規定による登記の嘱託</u></p> <p><u>(3)</u> <u>政令第25条において準用する商業登記法（昭和38年法律第125号）第25条第3項の書面の交付</u></p>	<p><u>静岡市 浜松市</u></p>
<p><u>103</u> <u>の22</u></p>	<p>(略)</p>			<p>(略)</p>	
				<p><u>103</u> <u>の23</u></p>	

(略)

(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1の28の3の項の改正 令和2年11月1日
- (2) 別表第1の103の21の項の改正、同表中103の22の項を103の23の項とし、103の21の項の次に1項を加える改正 令和2年12月1日